常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、クラウドファンディングを活用して資金調達を行い、やきもの散歩道地区の景観保全に資するプロジェクトを行うプロジェクトオーナーに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(１)　プロジェクト　クラウドファンディングサイト上に掲載される企画等をいう。

(２)　プロジェクトオーナー　プロジェクトの企画、管理、運営等の責任者をいう。

(３)　支援者　プロジェクトに対し、資金提供の申込を行う者をいう。

(４)　リターン品　プロジェクトへの支援者に対し、その対価として提供する商品やサービス等の特典をいう。

(５)　やきもの散歩道地区　やきもの散歩道地区景観計画に定められる景観計画区域をいう。

（対象者）

第３条　対象者は、次に掲げる要件のうち、いずれにも該当するものとする。

　(１)　やきもの散歩道地区の景観保全に資するプロジェクトの資金をクラウドファンディングにより調達しようとする者

　(２)　常滑市クラウドファンディング活用支援事業実施要綱（令和４年常滑市要綱第　号）第７条による常滑市クラウドファンディング活用支援決定を受けた者

（対象プロジェクト）

第４条　支援の対象となるプロジェクト（以下「対象プロジェクト」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(１)　建築物を常滑市やきもの散歩道地区景観計画の遵守基準に適合させるもの

　(２)　常滑市やきもの散歩道地区景観計画の遵守基準に適合した建築物を活用したもの

　(３)　レンガ造りの煙突等の外観補修や保存のためのもの

　(４)　レンガ造りの煙突等を活用したもの

　(５)　その他市長が適当と認めるもの

２　対象プロジェクトは、交付決定された年度内に完了するものとする。ただし、市長がやむを得ないと判断した場合は、年度の繰越しを認めるものとする。

３　前項の場合において、年度の繰越しは１回限りとし、複数回繰越す場合は補助の対象外とする。

（対象経費）

第５条　補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、支援者に対し、常滑焼製品をリターン品とした場合に要する費用の一部とする。

２　補助金の交付額は、対象経費に２分の１を乗じた額とし、50万円を限度とする。

３　前２項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

４　補助金の交付は、会計年度内において１回を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするプロジェクトオーナー（以下「申請者」という。）は、常滑市クラウドファンディング活用支援事業実施要綱第７条による常滑市クラウドファンディング活用支援決定を受けた後、プロジェクト公開前までに常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　常滑市クラウドファンディング活用支援決定通知書の写し

(３)　購入する常滑焼製品の見積書の写し

(４)　購入する常滑焼製品の写真又はパンフレット

(５)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合に限り、プロジェクト公開後に申請することができる。ただし、市に事前相談があったものに限る。

　（交付の決定）

第７条　市長は、申請書の提出があった場合は、書類の審査、必要な現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金交付決定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は前項の決定に際し、条件を付すことができる。

（プロジェクトの変更申請）

第８条　交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、交付決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

　（プロジェクトの変更承認）

第９条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、承認の可否を決定し、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金変更承認（不承認）通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条　補助事業者が、プロジェクトを中止するときは、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金交付申請取下げ届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、プロジェクト及び全てのリターン品の提供が完了した日から30日以内に、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金実績報告書（様式第７号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　事業報告書（様式第８号）

(２)　補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し

(３)　リターン品の提供数を確認できる書類の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、書類の審査、必要な現地調査等により補助金の額を確定し、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金確定通知書（様式第９号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条　前条の規定による確定通知書を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとする場合は、常滑市やきもの散歩道景観保全に係るクラウドファンディング活用支援補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条　市長は、請求書を受理した日から30日以内に補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　申請書、実績報告書等の内容に虚偽がある場合

(２)　交付決定に付した条件に違反している場合

(３)　プロジェクトを中止した場合（ただし、第10条の規定による取下げを届け出た場合を除く。）

(４)　その他事業の趣旨に反していると市長が認めた場合

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該交付決定に係る補助金を既に交付しているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を命ずることができる。

（書類の整備）

第16条　補助事業者は、補助金に関する書類を補助金の交付を受けた日から５年間保管しておかなければならない。

（補助事業者への聴取等）

第17条　市長は、プロジェクトの成果を把握するために、補助事業者に対して関係書類を検査し、状況について聴取することができる。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月23日から施行し、同年６月21日から適用する。